

CustomerNEWS

Hapag-Lloyd

米国－ISF-5 適用厳格化のお知らせ

Oct 17, 2019

<ご担当者様各位>

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2019年3月15日に、米国税関はISF-5(Importer Security Filing)に関する電話会議が実施され、ISF5は、FROB、IE、TE、FTZ(Foreign Trade Zone)貨物の最下層AMS B/L情報を送信した当事者によって申告される必要があることが確認されました。

NVOCC様がHouse BL情報を申告された場合(Self-filer)、ISF-5は船会社ではなく、NVOCC様が申告する義務がございます。船会社がHouse BL情報代行送信の場合のみ(Non-Self filer)船会社がISF5を申告する義務がございます。

- ISF10がNVOCC様により申告され、その後、該当本船の寄港地変更が行われ、当該貨物がFROB扱いになった場合、既にISF-10が申告されておりますので、ISF-5の申告は不要でございます。
- 該当本船の寄港地変更が行われ、当該貨物がFROB扱いになった場合、船会社ではなく、最下層AMS B/L情報を送信した当事者によって、ISF-5を申告する必要がある場合がございます。

ISF5の不申告、またはISF5の申告が遅れますと、米国税関による貨物の差し押さえ、非侵入検査、完全な検査、及び罰則の執行を引き起こす可能性があるため、上記米国税関の要件を遵守していただく様、お願い致します。